

## ○酒田市医療給付に関する規則

(平成17年11月1日規則第107号)

改正	平成18年6月1日規則第34号	平成19年6月22日規則第33号
	平成20年3月31日規則第11号	平成20年6月23日規則第39号
	平成21年3月31日規則第16号	平成22年3月31日規則第10号
	平成22年6月29日規則第51号	平成24年3月30日規則第18号
	平成24年6月29日規則第33号	平成25年3月27日規則第14号
	平成26年9月30日規則第36号	平成27年8月31日規則第24号
	平成27年12月28日規則第29号	平成28年3月29日規則第18号

### (目的)

第1条 この規則は、市が重度心身障がい(児)者、乳幼児、児童、ひとり親家庭等に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

### (医療給付の区分等)

第2条 この規則における医療給付の種別は、別表左欄に定めるとおりとする。

2 医療給付の対象者は、それぞれの種別の医療給付を重複することはできない。

### (対象者)

第3条 医療給付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(以下これらを「社会保険各法」という。)の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、別表左欄に掲げる医療給付の種別の区分に応じそれぞれ同表右欄に定める者(市長が特に必要と認めた場合を除き、本市に住所を有する者に限る。)とする。

### (医療証の交付申請)

第4条 医療給付を受けようとする対象者又は対象者の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で現に監護するものをいう。)は、次の各号に掲げる医療給付の種別に応じ、当該各号に定める医療証交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 重度心身障がい(児)者医療 重度心身障がい(児)者医療証交付申請書(様式第1号)
- (2) 子育て支援医療 子育て支援医療証交付申請書(様式第2号)
- (3) ひとり親家庭等医療 ひとり親家庭等医療証交付申請書(様式第3号)

### (医療証の交付)

第5条 市長は、前条に規定する申請に基づいて対象者であることを確認したときは、次の各号に掲げる医療給付の種別に応じ、当該各号に定める医療証を交付するものとする。

- (1) 重度心身障がい(児)者医療 重度心身障がい(児)者医療証(様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号)
- (2) 子育て支援医療 子育て支援医療証(様式第8号、様式第9号又は様式第10号)
- (3) ひとり親家庭等医療 ひとり親家庭等医療証(様式第11号)

### (医療証の提示)

第6条 対象者が、山形県内の病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「保険医療機関等」という。)において、医療給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に社会保険各法に基づく被保険者証又は組合員証を提示し、併せて前条の医療証の交付を受けた対象者においては当該医療証を提示しなければならない。

(医療給付の額等)

第7条 医療給付の額は、社会保険各法の規定により、社会保険各法に規定する保険給付(以下「保険給付」という。)の対象となる療養を受けた場合(別表第2項第7号から第12号までに掲げる者が、診療、薬剤若しくは治療材料の支給、処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理並びにその療養に伴う世話その他の看護(以下「外来療養」という。)及び健康保険法第88条第1項による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受ける場合の費用を除く。)に、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)の規定により算定した総医療費の額から、次の各号に掲げる額(受けた療養が別表第1項の医療で前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。)について所得税が課された者

(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得税に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあっては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあっては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの(以下「想定所得税非課税者」という。)を除く。)及び前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に扶養されている者に係るもの並びに別表第2項及び別表第3項の医療に係るものにあっては、第1号から第4号までに掲げる額)を控除した額とする。

- (1) 社会保険各法の規定により保険者の負担すべき額(法定給付額)
- (2) 社会保険各法の規定に基づいて定めた規約又は定款若しくは運営規則等で、前号の保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めがある場合は、その規定に基づいて給付を受けることのできる額(附加給付額)
- (3) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができる額(その他の給付額)
- (4) 療養の事由が、第三者の行為によるものであり、かつ、その者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その額(その他の給付額)
- (5) 別表第1項に規定する者が外来療養並び病院又は診療所(以下「保険医療機関」という。)への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院療養」という。)を受ける場合は、診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(同一月、同一保険医療機関等ごとに外来療養にあっては高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条第3項第1号

に規定する額、入院療養にあっては同条第1項第1号に規定する額を超える場合に  
あっては、当該規定する額) (一部負担金の額)

(6) 別表第1項に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は、訪問看護療養費に  
係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の  
費用の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合  
を乗じて得た額 (同一月、同一訪問看護ステーションごとに高齢者の医療の確  
保に関する法律施行令第15条第3項第1号に規定する額を超える場合にあって  
は、当該規定する額) (基本利用料)

(医療給付の方法等)

第8条 市長は、対象者が保険医療機関等で医療を受けたときは、第3項に規定する  
場合を除き、前条の規定に基づく医療給付の額を当該保険医療機関等に支払うも  
のとする。

2 市長は、前項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に關  
する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働  
省令で定めるものに委託することができる。

3 前2項の規定により難い場合は、療養費支給申請書(様式第12号)に基づき申請者  
に支給する。この場合において、当該申請書には、保険医療機関等が発行した領  
収書又は診療報酬請求明細書若しくはこれに相当すると認められる書類を添付し  
なければならない。ただし、給付を母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条  
の4の規定による費用徴収額に充当する場合は、この限りでない。

(医療費の確認)

第9条 医療給付に係る医療費の確認は、保険医療機関等の発行した診療報酬請求  
明細書、請求書又は山形県国民健康保険団体連合会が作成した連名簿により行う  
ものとする。

(届出義務)

第10条 第2条に規定する対象者であった者が対象者でなくなったとき、又は対象  
者の住所、氏名、社会保険等に変更があったときは、対象者又は対象者の保護者  
は、速やかにその事項を記載した資格内容変更(喪失)届(様式第13号)又は国民健  
康保険・国民年金異動届(兼)医療証資格内容変更届(様式第13号の2)に、第5  
条に定める医療証を添えて市長に提出しなければならない。

(不正利得の徴収)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるとき  
は、その者から既に支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収するこ  
とができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の酒田市医療給付に関する規則(昭和  
48年酒田市規則第28号)、八幡町医療給付条例(昭和48年八幡町条例第46号)、八

幡町医療給付条例施行規則(昭和62年八幡町規則第8号)、松山町医療給付条例(昭和48年松山町条例第31号)、松山町医療給付条例施行規則(昭和48年松山町規則第12号)又は平田町医療給付に関する規則(昭和48年平田町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月1日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、別表第1項及び同表第3項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(適用区分)
  - 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成18年7月1日以後に行われた医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。ただし、第7条第1項の改正規定(「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第296号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」に改める部分に限る。)、別表第1項の改正規定(知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者に係る部分に限る。)及び同表第3項の改正規定(知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者に係る部分に限る。)は、平成18年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。
  - 3 この規則の施行の日の前日から引き続き乳幼児医療の対象となっている者に係る所得制限については、なお従前の例による。
  - 4 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項中「及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」とあるのは、「、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」とする。

附 則(平成19年6月22日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成19年7月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成20年4月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月23日規則第39号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成21年4月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の酒田市医療給付に関する規則の規定により交付されている医療証は、それぞれ新規則の規定により交付された医療証とみなす。

附 則(平成22年3月31日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成22年4月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月29日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、別表及び様式第3号の改正規定は、平成22年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第5条の規定により交付されるひとり親家庭等医療証は、平成22年7月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第5条の規定により交付されているひとり親家庭等医療証は、この規則による改正後の第5条の規定により交付されたひとり親家庭等医療証とみなす。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成24年4月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。

**附 則(平成24年6月29日規則第33号)**

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成24年7月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。

**附 則(平成25年3月27日規則第14号)**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則(平成26年9月30日規則第36号)**

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の酒田市医療給付に関する規則の規定は、平成26年7月1日以後に行われる医療行為に係るものから適用し、同日前の医療行為に係る医療の給付については、なお従前の例による。

**附 則(平成27年8月31日規則第24号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成27年12月28日規則第29号)**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則(平成28年3月29日規則第18号)**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**別表(第3条、第7条関係)**

**医療給付の対象者**

医療給付の種別	対象者
1 重度心身障がい(児)者医療	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。)について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)及び前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に扶養される者のうち高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定に該当する者並びに医療を受ける月の属する年度(医療を受ける月が4月から6月までの場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。)の額が23万5,000円以上の者(扶養親族がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得割に係る判定日」という。)における

	<p>る年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあっては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあっては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税所得割を計算した場合に、その額が23万5,000円未満となるものを除く。)を除く。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳1級又は2級の所持者及び知的障がい(児)者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)で知能指数35以下(肢体不自由等の障害(身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害をいう。)を有する(児)者にあっては、50以下)の者</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の所持者</p> <p>(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害等級1級の障害基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第23条第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による障害等級1級の障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害等級1級の障害年金を含む。)の受給権者</p> <p>(4) 国民年金法第30条の4に規定する障害基礎年金2級受給権者。ただし、その他の公的年金制度の障害年金受給権者を除く。</p> <p>(5) 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。)で、恩給法(大正12年法律第48号)の規定による特別項症又は第1項症の増加恩給、国民年金法の規定による障害等級1級の障害基礎年金その他公的年金各法の障害等級1級の障害年金の受給権者</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障がい児で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の項に規定する程度の障害の状態にある者及び同令別表第1に規定する程度の障害の状態にある20歳以上の者</p>
2 子育て支援医療	<p>次の各号のいずれかに該当する者。ただし、<u>生活保護法による被保護者及び児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)</u>の支弁対象者を除く。</p> <p>(1) 出生の日から1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(2) 1歳又は2歳の各年齢に達する日の属する月の初日(前号又はこの号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、1歳又は2歳に達する日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(3) 3歳から5歳までの各年齢に達する日の属する月の初日(前号又はこの号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、各年齢に達する日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(4) 6歳に達する日の属する月の初日(前号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、6歳に達する日の属する月の翌月の初日)から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(5) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から8歳までの各年齢に達する日の属する月の初日(前号又はこの号に該当</p>

	<p>し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、各年齢に達する日の属する月の翌月の初日)から8歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(6) 9歳に達する日の属する月の初日(前号又はこの号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、9歳に達する日の属する月の翌月の初日)から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(7) 9歳に達する日以後の最初の4月1日から10歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(8) 10歳から11歳までの各年齢に達する日の属する月の初日(前号又はこの号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、各年齢に達する日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(9) 12歳に達する日の属する月の初日(前号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、12歳に達する日の属する月の翌月の初日)から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(10) 12歳に達する日以後の最初の4月1日から13歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(11) 13歳又は14歳の各年齢に達する日の属する月の初日(前号又はこの号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、各年齢に達する日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(12) 15歳に達する日の属する月の初日(前号に該当し、子育て支援医療を受けていた場合にあっては、15歳に達する日の属する月の翌月の初日)から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p>
3 ひとり親家庭等 医療	<p>次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者及び市長が別に定める所得がある者を除く。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第3項に規定する配偶者をいう。)が同法第10条第1項の規定による命令を受けた者であって、当該命令の効力が生じた日から起算して同項第1号若しくは第2号に規定する期間を経過していないもの(同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消された者を除く。)で18歳以下の児童(19歳に達する日の属する月にあっては、18歳以下の者とみなす。以下同じ。)を扶養しているもの。ただし、その者の前年の所得(1月から6月までの間に受けける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下この項において同じ。)について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)を除く。</p> <p>(2) 前号に掲げる者に扶養されている18歳以下の児童</p> <p>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳以下のもの。ただし、前年の所得について、所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に養育されている者を除く。</p>

様式第1号(第4条関係)

重度心身障がい(児)者医療証交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

子育て支援医療証交付申請書  
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)  
ひとり親家庭等医療証交付申請書  
[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)  
重度心身障がい(児)者医療証(一部負担金有)  
[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)  
重度心身障がい(児)者医療証(一部負担金無)  
[別紙参照]

様式第6号(第5条関係)  
重度心身障がい(児)者医療証(老人一部負担金無)  
[別紙参照]

様式第7号(第5条関係)  
重度心身障がい(児)者医療証(老人一部負担金有)  
[別紙参照]

様式第8号(第5条関係)  
子育て支援医療証(一部負担金無)  
[別紙参照]

様式第9号(第5条関係)  
子育て支援医療証(一部負担金無)  
[別紙参照]

様式第10号(第5条関係)  
子育て支援医療証(入院一部負担金無)  
[別紙参照]

様式第11号(第5条関係)  
ひとり親家庭等医療証  
[別紙参照]

様式第12号(第8条関係)  
療養費支給申請書  
[別紙参照]

様式第13号(第10条関係)  
資格内容変更(喪失)届  
[別紙参照]

様式第13号の2(第10条関係)  
国民健康保険・国民年金異動届(兼)医療証資格内容変更届  
[別紙参照]